

○始良市総合計画審議会条例

平成22年10月1日条例第237号

始良市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 始良市の総合的かつ計画的な行政運営の計画（以下「総合計画」という。）に関する重要事項を調査審議するため、始良市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査審議し、その結果を答申する。

(組織)

第3条 審議会は、30人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が特に必要と認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期中委員がその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

(職務代理)

第6条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。